

令和六年山形県議会九月定例会会議録

令和六年九月十八日（水曜日）午前十一時一分 開会

議事日程第一号

令和六年九月十八日（水曜日）午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期の決定
- 第三 議第百十七号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第二号）
- 第四 議第百十八号 令和六年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議第百十九号 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議第百二十号 令和六年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号）
- 第七 議第百二十一号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）
- 第八 議第百二十二号 令和六年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第一号）
- 第九 議第百二十三号 令和六年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第十 議第百二十四号 令和六年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）
- 第十一 議第百二十五号 一般職の任期付職員を採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十二 議第百二十六号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十三 議第百二十七号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 第十四 議第百二十八号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について
- 第十五 議第百二十九号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について
- 第十六 議第百三十号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
- 第十七 議第百三十一号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について
- 第十八 議第百三十二号 港湾事業に要する費用の一部負担について
- 第十九 議第百三十三号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 第二十 議第百三十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第二十一 議第百三十五号 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について
- 第二十二 議第百三十六号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第二十三 議第百三十七号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について
- 第二十四 議第百三十八号 山形県教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程第一号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一 番 石 川 渉 議員
- 二 番 齋 藤 俊一郎 議員
- 三 番 橋 本 彩 子 議員
- 四 番 松 井 愛 議員
- 五 番 石 川 正 志 議員
- 六 番 江 口 暢 子 議員
- 七 番 阿 部 恭 平 議員
- 八 番 鈴 木 学 議員
- 九 番 伊 藤 香 織 議員
- 十 番 石 塚 慶 議員
- 十一 番 関 徹 議員
- 十二 番 阿 部 ひとみ 議員
- 十三 番 梅 津 庸 成 議員
- 十四 番 今 野 美奈子 議員
- 十五 番 高 橋 弓 嗣 議員

十六番	佐藤文一	議員
十七番	相田日出夫	議員
十八番	佐藤正胤	議員
十九番	遠藤寛明	議員
二十番	相田光照	議員
二十一番	遠藤和典	議員
二十二番	菊池文昭	議員
二十三番	高橋淳	議員
二十四番	青木彰榮	議員
二十六番	梶原宗明	議員
二十七番	五十嵐智洋	議員
二十八番	能登淳一	議員
二十九番	柴田正人	議員
三十番	洪間佳寿美	議員
三十一番	矢吹栄修	議員
三十二番	小松伸也	議員
三十三番	吉村和武	議員
三十四番	高橋啓介	議員
三十五番	木村忠三	議員
三十六番	加賀正和	議員
三十七番	森谷仙一郎	議員
三十八番	榎津博士	議員
三十九番	奥山誠治	議員
四十番	伊藤重成	議員
四十一番	船山現人	議員
四十二番	田澤伸一	議員
四十三番	森田廣	議員
欠席議員（一名）		
二十五番	石黒 覚	議員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君
病院事業管理者	阿彦忠之	君
総務部長	岡本泰輔	君
みらい企画創造部長	小中章雄	君
防災くらし安心部長	中川 崇	君
環境エネルギー部長	高橋 徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤 恵子	君
健康福祉部長	柴田 優	君
産業労働部長	岡崎正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸	君
農林水産部長	星 里香子	君
県土整備部長	小林 寛	君
会計管理者	山田敦子	君
財政課長	大村敏弘	君
教育長	高橋広樹	君
公安委員会委員長	北村正敏	君
警察本部長	鈴木邦夫	君

代表監査委員 松田義彦君  
人事委員会委員長 安孫子俊彦君  
人事委員会事務局長 荒木泰子君  
労働委員会事務局長 鈴木和枝君

午前 十一時 一分 開 会・開 議

○議長（森田 廣議員） ただいまより令和六年山形県議会九月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

七月二十五日からの大雨災害による犠牲者慰霊の黙禱

○議長（森田 廣議員） 日程に先立ち申し上げます。

七月二十五日からの大雨による災害において亡くなられました方々とその御遺族の皆様に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

ここで、亡くなられました方々の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立を願います。

〔全 員 起 立〕

○議長（森田 廣議員） 黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（森田 廣議員） 黙禱を終わります。

御着席を願います。

〔全 員 着 席〕

理 事 者 選 任 の 挨 拶

○議長（森田 廣議員） 次に、さきに選任されました公安委員会委員長を紹介いたします。北村公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（北村正敏君） 本年七月八日付で山形県公安委員会委員長を仰せつかりました北村です。二期目となります。

一般の殉職事案に関しましては、昨日おかげさまで県警察において県警葬を執り行うことができました。

私ども公安委員会は、県警察が、複雑化する社会に適応しながら県民の安全安心を確保するとともに、県民の期待と信頼に応える力強い警察であり続けるように適切に管理してまいる所存です。県議会の皆様には御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 以上で紹介は終わりました。

諸 般 の 報 告

○議長（森田 廣議員） 次に、報告があります。

知事より、九月十七日付をもって今期定例会に提案する議案及び附属書類、専決処分事項の報告書並びに法人の経営状況説明書及び法人の業務実績に関する評価結果報告書がお手元に配付のとおり送付になりましたので、報告いたします。

〔参 照〕

財 第 100 号

令和6年9月17日

山形県議会議長

森 田 廣 殿

山形県知事

吉 村 美栄子

令和6年9月県議会定例会議案等の送付について

令和6年9月県議会定例会に付議する下記の議案、説明書及び報告書を、別添のとおり送付します。

記

- (議案) 1 令和6年9月県議会定例会議案
- (説明書) 1 令和6年度補正予算に関する説明書
- 2 令和6年度山形県流域下水道事業会計の補正予算に関する説明書
- 3 令和6年度山形県電気、工業用水道、水道用水供給事業会計の補正予算に関する説明書
- 4 令和6年度山形県病院事業会計の補正予算に関する説明書
- 5 令和6年度予算説明附属書
- 6 令和6年9月県議会定例会知事説明要旨
- 7 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出する法人の経営状況説明書
- (報告書) 1 地方自治法第180条第2項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の報告書
- 2 地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告する法人の業務実績に関する評価結果報告書

日程第一会議録署名議員の指名

○議長（森田 廣議員） これより日程に入ります。

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により直ちに指名いたします。

- 三十番 渋 間 佳 寿 美 議 員
- 三十四番 高 橋 啓 介 議 員
- 三十七番 森 谷 仙 一 郎 議 員

以上の方々をお願いいたします。

日 程 第 二 会 期 の 決 定

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から十月八日までの二十一日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は二十一日間と決定いたしました。

〔参 照〕

令和六年山形県議会九月定例会日程（実施したもの） 二十一日間

月 日	曜	本 会 議	委 員 会 等		
			時 刻	内 容	会 場
九・十八	水	開会、議案上程、知事説明	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	議案説明会	予算委員会室
十九	木	休 会（議案調査）			
二十	金	休 会（協議調整）	午前十時	議運	議運委員会室
二十一	土	休 会			
二十二	日	休 会（秋分の日）			
二十三	月	休 会（振替休日）			
二十四	火	質疑及び一般質問（代表質問）			

二十五	水	質疑及び一般質問			
二十六	木	休 会（議案調査）			
二十七	金	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
二十八	土	休 会			
二十九	日				
三十	月	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
十・一	火	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
二	水	予算特別委員長報告 採決、議案・請願各常任委員会 付託	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	各常任委員会に おける意見調整	各委員会室
			意見調整終了 後	山形県議会 定数等検討	議運委員会室
三	木	休 会	午前十時	総務	第一委員会室
				文教公安	第二委員会室
厚生環境	第六委員会室				
四	金			農林水産	第五委員会室
				商工労働観光	第四委員会室
				建設	第三委員会室
五	土	休 会			
六	日				
七	月	休 会	午前十時	交通インフラ・活力 あるまちづくり対策	第一委員会室
				子ども支援・ 女性若者活躍対策	第六委員会室
				人材活用・ 経済活性化対策	第二委員会室
八	火	各常任委員長報告、採決 追加議案及び決算上程、説明 決算特別委員会設置・付託 発議案上程、採決、議員辞職 委員会所属変更、閉会	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	決算	予算委員会室
			決算委終了後	山形県議会 定数等検討	議運委員会室
			定数等委終了 後	人材活用・ 経済活性化対策	第二委員会室

日程第三議第百十七号議案から日程第二十四議第百  
三十八号議案まで

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第三議第百十七号令和六年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十四議第百三十八号山形県教育委員会委員の任命についてまでの二十二案件を一括議題に供します。

〔参 照〕

- 議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）
- 議第118号 令和6年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第119号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第120号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第121号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）
- 議第122号 令和6年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第123号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 議第124号 令和6年度山形県病院事業会計補正予算（第1号）
- 議第125号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第126号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第127号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 議第128号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について
- 議第129号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について
- 議第130号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
- 議第131号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について
- 議第132号 港湾事業に要する費用の一部負担について
- 議第133号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 議第134号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 議第135号 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について
- 議第136号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 議第137号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について
- 議第138号 山形県教育委員会委員の任命について

（以上の22議案は本誌巻末に収録）

○議長（森田 廣議員） 知事より提出案件についての説明を求めます。吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。県議会九月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の説明に先立ち一言申し上げます。

初めに、七月二十五日からの大雨による災害への対応等について申し上げます。

七月二十五日から二十六日にかけて、庄内地域や最上地域を中心に線状降水帯が二度発生し、大雨特別警報が七市町村に発表され、複数の観測地点で一日の降水量が過去最大となるなど、これまでに経験したことのない大雨となり、本県に甚大な被害をもたらしました。

この大雨により三名の方がお亡くなりになり、一千七百五十一棟の住家が被害を受けました。お亡くなりになられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被害額は、公共土木施設、農林水産業、商工業関連及び教育施設関連を合わせ、現段階で一千四十三億円を超え、本県の自然災害として過去最大となる見込みです。

県の対応としましては、大雨特別警報が発表された二十五日当日に災害対策本部を設置し、県内の十六市町村に災害救助法を同日付で適用しました。

私自身も、これまで八回にわたり被災現場を訪問するなどして、地元市町村長や被害に遭われた方々から当日の状況、住家被害、農作物被害の状況などについて直接お話を伺ってまいりました。

その上で、被害の全容把握はもちろんのこと、被災市町村や関係機関と連携し、県民生活・経済活動に及ぼす影響が最小限となるよう、道路の通行止めの早期解消や河川の応急復旧等の応急対策に取り組んだところです。また、保健師の派遣により避難生活における健康面の管理などに取り組んだほか、被災された方々の生活再建のため、応急仮設住宅の供与に向けた準備も進めているところであります。

被害を受けた農林水産業に対しては、政府の災害復旧事業の対象にならない小規模な被害への復旧支援など、営農継続と再生産に向けた対策を講じているほか、中小企業・小規模事業者への支援につきましては、特別金融相談窓口の設置や、商工業振興資金による低利融資を開始しております。

また、住家に著しい被害を受けた被災者に対して支援を行う政府の被災者生活再建支援法を酒田市、戸沢村及び遊佐町に適用しました。

政府に対しては、災害復旧事業の推進に向けた緊急要望書を取りまとめ、七月三十一日には、ウェブによる緊急要望を行ったところです。

八月六日には、森田県議会議長や市長会、町村会とともに、岸田内閣総理大臣をはじめ総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防災担当大臣及び農林水産副大臣と直接面会し、災害復旧事業の推進や十分な財政措置等について要望を行ってまいりました。

また、防災担当大臣や農林水産副大臣、農林水産大臣政務官から実際に現地を御視察いただき、私から改めて、早急な復旧に向けた支援の要請を行ったところです。

そうしたところ、九月六日、政府は、このたびの大雨による災害について激甚災害に指定することを閣議決定されました。

以上、七月二十五日からの大雨による災害とこれまでの対応状況について申し上げましたが、市町村、消防、警察はもとより、自衛隊や政府の関係機関から迅速な御対応をいただき、企業や団体、ボランティアの方々からも被災者支援に多大なるお力添えをいただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。

今後とも、関係の皆様と連携し、被災者の生活再建、道路、河川、農地等の復旧、災害からの復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、パリ二〇二四（ニーゼロニーヨン）オリンピック・パラリンピックについて申し上げます。

パリ二〇二四オリンピック・パラリンピックは、私たちの心をつつ数々の感動のドラマを生み、閉幕しました。

本県出身者からは、オリンピックに四名の選手、パラリンピックに一名の選手が出場し、世界最高峰の舞台で思う存分持てる力を発揮してくれました。選手の皆様の凛とした姿や気迫あふれる戦いぶりは、県民に言葉では言い表せないほどの勇氣と感動を届けてくれました。

中でも、レスリング競技に出場した山形市出身の鏡優翔（ゆうか）選手が、女子七十六キログラム級では日本人初となる金メダルを獲得されたことは、まさに快挙であり、心よりお祝い申し上げます。

今回の金メダル獲得をはじめ、世界を舞台に数々の輝かしい成績を収めてこられた鏡選手の功績をたたえ、山形県県民栄誉賞を贈呈することを決定いたしました。鏡選手の今後ますますの御活躍を期待しております。

そして、県民に明るい話題を提供し、積極果敢に挑むチャレンジ精神を身をもって示してくれた選手の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待しております。

次に、経済の動向、農作物の生育状況並びに当面の県政課題について順次御説明申し上げます。

初めに、経済の動向について申し上げます。

我が国の経済につきましては、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。

県内を見ますと、個人消費につきましては、サービス消費を中心に底堅い動きとなっております。鉱工業生産は、半導体関連製品の受注減少の影響が続いていることなどにより弱含みの動きとなっております。雇用は、あらゆる産業分野で人手不足感が続いており、有効求人倍率は高い水準で推移しております。

このように、本県経済につきましては、緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっております。

今後の先行きにつきましては、食料品をはじめとする物価の上昇や最近の為替の変動などが経済に与える影響も懸念されます。

県としましては、国内外の情勢や県民生活・企業活動への影響を引き続き注視するとともに、全国知事会などを通して政府の対応を求めつつ、市町村とも連携しながら、必要な対策を迅速に進めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

七月二十五日からの大雨の影響で農作物にも甚大な被害がありました。県では、関係機関と連携し、被害状況の把握や生育への影響の調査を行うとともに、収量・品質の確保に向けた技術指導を行っているところです。

水稻につきましては、昨年の一等米比率の大幅な低下を受け、気象や生育ステージに対応した栽培管理等を呼びかけてまいりました。現在、刈取り作業が本格化しており、適期内の刈取りと丁寧な乾燥調製を徹底し、最高の品質のおいしいお米に仕上げ、消費者の皆様にお届けしたいと考えております。

果樹につきましては、シャインマスカットをはじめとした大粒種のブドウが収穫期を迎えており、食味の良い果実が出荷されております。また、リンゴや西洋梨、柿などについては、おおむね平年並みに生育しています。枝豆、ネ

ギなどの野菜につきましては、現在、収穫が順調に進んでおり、リンドウ、菊等の花卉につきましても、秋彼岸の需要期に向けた出荷が順調に行われております。

今後も農作物の生育状況の的確な把握に努めながら、適切な栽培管理が行われるよう引き続き技術指導の徹底を図ってまいります。

次に、当面の県政課題について申し上げます。

初めに、サクランボ高温被害緊急支援について申し上げます。

今年のサクランボは、昨年の高温の影響で双子果が多数発生しました。さらに、六月上旬からの高温の影響で収穫期が早まり、適期も短くなったことに伴い、障害果が発生し、収穫ロスが多くなりました。その結果、収穫量は平年を大きく下回る八千七百トンの見込みとなり、大変重く受け止めております。その被害の実情などについては、JA山形中央会などから直接お聞きしたところです。

こうした状況を踏まえ、県では、高温に対応できる強靱な産地づくりに向けて、総合的な高温被害緊急支援を実施してまいります。

具体的には、双子果や高温障害の発生要因の解明・対策技術の開発と普及、収穫期の集中を避けるための佐藤錦からやまがた紅王や紅秀峰などへの品種転換の促進に加え、当面の対応として、高温対策に必要な遮光資材、散水施設などの資材・設備の導入を支援してまいります。

サクランボは、本県を代表する大切な農産物であり、生産者の皆様がこれからも希望を持って生産を続けることができるよう、市町村やJA等の関係機関・団体と連携し、こうした対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、東北公益文科大学の公立化と機能強化について申し上げます。

東北公益文科大学は、平成十三年四月に公設民営の大学として開学しました。以来、多くの卒業生を輩出しており、若者の地元定着の観点からも、庄内地域のみならず、県全体にとっても重要な高等教育機関であると考えております。

同大学の公立化と機能強化については、地元からの要望を受け、県と庄内地域二市三町で協議を進め、今般、公立化における主要な課題である「設立団体の考え方」「財政負担の在り方」「機能強化の方向性」について首長間で合意に至ったことから、去る八月八日に、県、二市三町及び学校法人東北公益文科大学の間で、東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意書を取り交わしたところです。

今後は、令和八年四月の公立化を目指し、県、二市三町及び学校法人東北公益文科大学による準備組織を立ち上げ、公立大学法人の運営体制、中期目標、機能強化などについて検討を進め、認可手続をはじめとする公立化の準備を進めてまいります。

社会や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、東北公益文科大学がより魅力的で特色ある大学として、地域の課題解決や活力の向上により一層貢献することができるよう、公立化と機能強化に向けて、関係者一丸となってしっかりと取り組んでまいります。

次に、令和七年度県政運営の基本的考え方について申し上げます。

本県においては、少子高齢化を伴う人口減少が加速しており、多くの産業分野で人手不足が深刻化するなど、県民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしております。

こうした状況において、人口減少のスピードの緩和に粘り強く取り組むとともに、当面の人口減少が避けられない中で、デジタル技術の活用や関係人口・交流人口の拡大などにより、暮らしの質や地域社会の活力を維持向上していくことが重要となります。

また、頻発・激甚化する災害への対応はもとより、気候変動や超高齢社会への備えなど、県民の暮らしと経済活動の基盤となる安全安心の確保に向けて、取組を着実に進めていく必要があります。

こうした考え方の下、来年度の予算編成や組織機構等の検討に先立ち、このたび「令和七年度県政運営の基本的考え方」の案をお示しいたしました。

具体的には、第四次山形県総合発展計画の次期実施計画の策定を念頭に、「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」「様々なリスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」の三つを主な方向性として施策を展開してまいります。

さらに、部局や分野の枠を超えた政策横断的な対応や、新たな技術・国内外の活力等の取り込み、多様な主体との連携を重視しつつ、新たな取組にも積極的に挑戦していくことで、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現を目指してまいります。

今後、この案につきまして、県民の皆様、県議会の皆様から広く御意見をいただき、それらを十分に踏まえた上で「令和七年度県政運営の基本的考え方」を策定し、来年度の予算編成等に臨んでまいります。

次に、このたび御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

提案いたしました議案は、令和六年度山形県一般会計補正予算第二号など二十二件であります。



まず、一般会計補正予算案について申し上げます。

今回の補正予算案は、大雨による災害への対応として、社会基盤の復旧、被災者の生活再建支援等を実施するとともに、長引く物価高騰の影響を大きく受ける生活者・事業者への支援、さらには高温下におけるサクランボの安定生産に向けた緊急支援など、本県が現在抱える様々な課題に対応するため編成したものであります。

その主なものについて申し上げます。

第一に「大雨による災害への対応」としまして、まず、災害復旧関係では、土木関係施設・農林水産関係施設の復旧工事のほか、床上浸水等の被害を受けた社会福祉施設の復旧支援を実施してまいります。

被災者の生活再建に向けては、応急仮設住宅の供与のほか、本県独自の制度による被災者生活再建支援を行ってまいります。また、浸水等の被害により、多くの世帯において生活に必要な家財が失われたところ。被災した方々の生活家電の購入を助成することで、生活再建をさらに後押ししてまいります。

中小企業等の事業再建に向けては、被害を受けた中小企業・小規模事業者が行う施設・設備等の復旧などの取組を支援してまいります。

そして、このたびの大雨では、救助要請を受け出動した新庄警察署のパトカーが増水した川の水に流され警察官二名が殉職するという大変痛ましい事態が発生しました。これを受け、現場での活動に従事する全ての警察官に行き渡る数量のライフジャケット及び水難救助活動用ヘルメットを緊急的に整備し、災害発生時等における全警察官の安全を確保いたします。

第二に「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援」としまして、低所得世帯に対する冬季の灯油購入費等の助成に対し臨時的な上乗せを行うほか、子ども食堂やフードバンク活動を展開する団体の運営に対する支援、さらに医療機関や農林水産業などの事業者に対する支援を行ってまいります。

第三に「諸課題への対応等」としまして、高温下におけるサクランボの安定生産に向け、高温対策に必要な資材・設備の導入支援、収穫期の集中を分散させるための佐藤錦からの品種転換の支援などの緊急支援を行うほか、東北公益文科大学に係る公立大学法人の設立準備や機能強化、入学者確保に取り組んでまいります。

また、感染症法の改正を踏まえ、新興感染症の発生・蔓延に平時から備える体制を構築するため、医療機関における感染防止等に必要施設・設備の整備に要する経費を追加いたします。

第四に、「社会資本整備の着実な推進」を図るため、土木・農林関係の公共事業のうち、当初予算を上回る国庫の内示を受けた事業について事業費を増額いたします。

この結果、今回の一般会計補正予算案の総額は六百九十七億二千万円となり、今年度の累計予算額は七千九十八億六千五百四十五万六千円となります。

次に、予算以外の議案の主なものについて御説明申し上げます。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定につきましては、建築基準法の一部改正に伴い規定の整備を図るためのものであります。

山形県教育委員会委員の任命につきましては、委員の任期満了に伴い提案の者を適任と認め御同意をお願いするものであります。

以上が今回提案いたしました議案の概要であります。内容の詳細につきましては、議事の進行に従いまして関係部課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

なお、令和五年度一般会計及び公債管理特別会計など十特別会計並びに流域下水道事業会計など六公営企業会計の決算につきましては、監査委員の審査意見書を付し今会期中に提出いたしますので、よろしく御審議の上御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 知事の説明は終わりました。

## 諸 般 の 報 告

○議長（森田 廣議員） なお、ただいま議題となっております案件中、議第百二十五号については、地方公務員法第五条第二項の規定により人事委員会の意見を求めておりましたところ、本日付をもってお手元に配付のとおり回答がありましたので、報告いたします。

〔参 照〕

議 調 第 128 号  
令和 6 年 9 月 17 日

山形県人事委員会委員長

安孫子 俊彦 殿

山形県議会議長

森田 廣

意見の聴取について

令和6年9月定例会に知事から提出された下記条例案について、地方公務員法第5条第2項の規定により、9月18日（水）まで貴委員会の意見を求めます。

記

議第125号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について（企業職員に関する規程を除く。）

山人委第136号

令和6年9月18日

山形県議会議長

森田 廣 殿

山形県人事委員会委員長

安孫子 俊彦

意見の聴取について

令和6年9月17日付け議調第128号で意見を求められた下記条例の設定については、適当なものと認めます。

記

議第125号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について（企業職員に関する規程を除く。）

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十九日から二十三日までの五日間は議案調査、協議調整及び休日のため休会とし、二十四日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 三十一分 散 会